

茨木市子育て応援店認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に未就学児が属する世帯（以下「子育て家庭」という。）の外出を応援する取組を行う店舗又は事業所等（以下「店舗等」という。）を市が子育て応援店として登録し、市民に広く周知することにより、子育て家庭の精神的負担の軽減を図るとともに、店舗等による子育て支援を促進し、安心して子育てができるようまち全体で子育てを応援する気運を醸成することを目的とする茨木市子育て応援店認定事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録できる店舗等)

第2条 本事業の登録をすることができる店舗等は、次の(1)から(2)のいずれにも該当し、かつ(3)から(9)のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 茨木市内に店舗等があること
- (2) 別表1で定めた子育て家庭に配慮ある項目のうち、希望者が無料で利用できるものを2項目以上備えていること。
- (3) 法令、条例、規則等の規定に違反するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (6) 青少年の健全育成に反するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (9) その他、子育て応援店として適当でないと市長が認めるもの

(登録)

第3条 本事業の登録を希望する店舗等は、茨木市子育て応援店登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、登録を承認したときは茨木市子育て応援店登録承認通知書（第2号様式）により、承認しないときはその旨を当該店舗等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を承認した店舗等に対し、まち全体で子育て応援啓発ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。ステッカーに破損が生じた場合は、破損したステッカーと引き換えに、新しいステッカーを交付することとする。

4 子育て応援店は、前項の規定により交付されたステッカーを公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(登録期間)

第4条 子育て応援店の登録期間は、登録日又は登録更新日から市長が再度子育て応援店の登録情報の更新を行う日までとする。

(登録内容の変更等)

第5条 子育て応援店は、登録した内容を変更しようとするときは、速やかに茨木市子育て応援店変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、登録内容の変更を承認したときは茨木市子育て応援店変更承認通知書（第4号様式）により、承認しないときはその旨を当該子育て応援店に通知するものとする。

3 子育て応援店は、自己の都合により登録を廃止しようとするときは、速やかに茨木市子育て応援店登録廃止届（第5号様式）を市長に提出するとともに、ステッカーを返還するものとする。

4 市長は、前項の規定による届出があった場合には、登録を廃止し、茨木市子育て応援店登録廃止通知書（第6号様式）により当該店舗等に通知するものとする。

(登録の取消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができるものとする。

(1) 店舗等が子育て応援店において登録した取組を行わないとき。

(2) 登録した事項に虚偽があったとき。

(3) 店舗等が本要綱に違反したとき。

(4) 市長による登録情報の更新照会時に回答がないとき。

(5) その他子育て応援店として適当でない事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、茨木市子育て応援店登録取消通知書（第7号様式）により、当該店舗等に通知するものとする。

3 第1項の規定により、登録を取消された子育て応援店の店舗等は、速やかにステッカーを返還するものとする。

(ステッカーのデザイン使用)

第7条 子育て応援店は、本事業の趣旨に反しない範囲において、子育て応援店であることを周知・宣伝するため、ステッカーのデザインを使用することができる。

2 前項の規定によりステッカーのデザインを使用する場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザイン、色、形を正しく使用し、縦横の比率の変更及び図形の追加はしないこと。ただし、色については、必要に応じて単色を使用することができる。

(2) デザインの一部使用はしないこと。

(ステッカーデザインに関する権利)

第8条 ステッカーデザインに関する一切の権利は、茨木市に帰属する。

(子育て応援店の周知)

第9条 市長は、市ホームページ等の広報媒体を活用し、子育て応援店の取組について市民に広く周知するものとする。

(経費の補填)

第10条 子育て応援店がサービスを提供する際に負担する経費について、市長は補填を行わない。

(保証の否認及び免責)

第11条 本事業は、子育て応援店で行う子育て家庭サービス等に関する情報等を市民に対して紹介するものであって、店舗取扱商品等の販促、顧客あっせん、集客効果等を保証するものではないこととする。

2 市長は、子育て応援店と子育て家庭との間の実際の取引等には一切関与しないものとする。

(責任の制限)

第12条 第5条の規定による登録の廃止又は第6条の規定による登録の取消により、当該店舗等又は第三者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを一切負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 子育て応援店は、本事業に関する権利を、譲渡、売買、貸与し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(別表1) 子育て家庭に配慮ある項目

1	授乳スペースがある	9	こども用のイスがある
2	ミルクのお湯が提供できる	10	トイレに補助便座やキッズトイレがある
3	おむつ交換台がある	11	トイレにベビーキープがある
4	キッズスペースがある	12	多目的トイレがある
5	ベビーカーのまま席に着くことができる	13	こども用の絵本やおもちゃがある
6	こども向けのメニューがある (離乳食や幼児食)	14	託児・見守りサービスがある
7	アレルギー対応のメニューがある	15	子育て家庭でも使える個室・座敷がある
8	こども用の食器がある	16	妊婦・子育て家庭優先の駐車場がある

第1号様式（第3条関係）

茨木市子育て応援店登録申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

茨木市子育て応援店として、次のとおり登録したいので申請します。

店舗等情報	名称	ふりがな
	所在地	〒
	電話番号	()
	営業時間	: ~ :
	定休日	
	ホームページ	
	SNS	
	PR等	お店のPRや子育て家庭へのメッセージ等（100字まで）
担当者連絡先	名前	
	電話	()
	FAX	()
	メール	

※担当者連絡先にご記入いただいた個人情報は、本事業に関するお知らせなど、市から連絡を行うために利用し、連絡以外の目的に利用したり、無断で第三者に提供したりすることはありません。

子育て家庭に配慮ある項目を選択（□欄にチェック、複数項目選択可）し、「具体的な内容及び補足等」欄へ記入をお願いします。

☐ 授乳スペースがある	☐ ミルクのお湯の提供ができる	☐ おむつ交換台がある
☐ キッズスペースがある	☐ ベビーカーのまま席に着くことができる	☐ こども向けのメニューがある（離乳食や幼児食）
☐ アレルギー対応のメニューがある	☐ こども用の食器がある	☐ こども用のイスがある
☐ トイレに補助便座やキッズトイレがある	☐ トイレにベビーキープがある	☐ 多目的トイレがある
☐ こども用の絵本やおもちゃがある	☐ 託児・見守りサービスがある	☐ 子育て家庭でも使える個室・座敷がある
☐ 妊婦・子育て家庭優先の駐車場がある		

【具体的な内容及び補足等】

その他、子育て家庭に配慮ある項目があれば記載をお願いします。
 （例）双子ベビーカーでも入ることができる、医療機器を充電することができる、など

茨木市子育て応援店登録承認通知書

年 月 日

様

茨木市長

さきに申請のありました茨木市子育て応援店への登録については、次のとおり承認します。

店舗等情報	名称	ふりがな		
	所在地	〒		
子育て家庭に配慮ある項目	☐ 授乳スペースがある	☐ ミルクのお湯の提供ができる	☐ おむつ交換台がある	
	☐ キッズスペースがある	☐ ベビーカーのまま席に着くことができる	☐ こども向けのメニューがある（離乳食や幼児食）	
	☐ アレルギー対応のメニューがある	☐ こども用の食器がある	☐ こども用のイスがある	
	☐ トイレに補助便座やキッズトイレがある	☐ トイレにベビーキープがある	☐ 多目的トイレがある	
	☐ こども用の絵本やおもちゃがある	☐ 託児・見守りサービスがある	☐ 子育て家庭でも使える個室・座敷がある	
	☐ 妊婦・子育て家庭優先の駐車場がある			
登録年月日	年 月 日			

茨木市子育て応援店変更申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

次のとおり登録内容を変更したいので申請します。

店舗等情報	名称	ふりがな
	所在地	〒
担当者連絡先	名前	
	電話	()
	FAX	()
	メール	
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

茨木市子育て応援店変更承認通知書

年 月 日

様

茨木市長

さきに申請のありました茨木市子育て応援店の登録内容の変更については、次のとおり承認します。

店舗等情報	名称	ふりがな
	所在地	〒
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	

第5号様式（第5条関係）

茨木市子育て応援店登録廃止届

年 月 日

（申請先）茨木市長

次のとおり登録を廃止したいので届出ます。

廃止する店舗等情報	名称	ふりがな
	所在地	〒
担当者連絡先	名前	
	電話	()
	FAX	()
	メール	
廃止年月日		年 月 日
廃止理由		

茨木市子育て応援店廃止通知書

年 月 日

様

茨木市長

さきに提出のありました茨木市子育て応援店登録廃止届に基づき、茨木市子育て応援店の登録を廃止しましたので、通知します。

廃止する店舗等情報	名称	ふりがな
	所在地	〒
廃止年月日		年 月 日

茨木市子育て応援店登録取消通知書

年 月 日

様

茨木市長

茨木市子育て応援店認定事業実施要項第 6 条第 1 項の規定により、登録を取消したので通知します。

取消 する 店舗 等 情報	名称	ふりがな
	所在地	〒
取消年月日		年 月 日